



お名無き法後王様御事

若くは陳去山東正界之事

情存程得能く存上事

法事古不法之儀上存事

野之由職一事ノ如く又租

税増徴後一事ノ一明ニ

憲法違反ニシテ租税六

条論ノ件カ凡テ事ニ事ニ

如ク中道ニナリ伯ハ國民ノ上ニ

立ケ先大臣ニシテ其内ニ

立ケ先大臣ニシテ其内ニ此

陳伯が國民ノ其望ニ從テ

進退ニ事ニ事ハ大切ノ事ト

思フ者也

平國法者トシテ其内ニ此

陳伯ノ衝突ノ氣事也伯

陸伯が國民の希望に從つ

進退の事本意は大切にト  
思ふ事あり

平岡浩吉の書面は其後

以下伯の衝突の氣運に伯

ミテ若し百方返せらるゝ事

了然前途の困難甚大也

ラシ堪忍の事職をなすに

年一由三六二の勢力カシ

ルに力カシは其の辭職出

の思ひ出りたる事七月大君

の向りありたる情に伯の

辭職の止むに電報の事

其の事なきに伯の事

中より其在漢中の事は

見六少進の不同の事

平岡の如角の地位

は如何なる

進退の事ハ上系のみ

下下を以て去るの事

三日の事なきは積

何れもなき上お部

は其の事なき

十一月二日 毎日新聞

年ノ由ニ大ニ少勢カシテ  
此ノ二層ノ力ヲ以テ其ノ  
ハ思ヒ止マリテ其ノ  
ニ向リ女ヲ見テ其ノ情ヲ  
絳嶺ヲ止言ト電報  
其ノ者ニ在リ其ノ  
中ニ其ノ在リ其ノ  
見テ少シク不問其ノ  
平向ニ其ノ角ノ  
以テ其ノ  
少シク其ノ上ニ其ノ  
下ト其ノ其ノ其ノ  
ニ其ノ其ノ其ノ其ノ  
何ニ其ノ其ノ其ノ其ノ  
其ノ其ノ其ノ其ノ其ノ

十月二日

其ノ其ノ其ノ其ノ其ノ

大隈伯閣ニ



東京西野亭

大隈伯閣下

親裁



佐野市

山崎 敬

